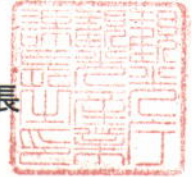




観 観 産 第 3 9 1 号
平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日

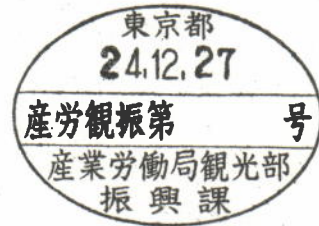
都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課長



今冬の多客期に向けた夜間・長距離運行する貸切バスの過労運転防止対策の実効性確保のための措置に伴う関係機関への周知について

標記に関し、自動車局より旅行業者に対する周知について、協力依頼がまいりましたので、別添写しのとおり、(一社)日本旅行業協会及び(社)全国旅行業協会に対し周知を要請したところですが、旅行業協会非加盟の第2種旅行業者及び第3種旅行業者並びに旅行業者代理業者に対し周知をお願いいたします。





観光庁観光産業課長 殿

国自安第125号

国自旅第378号

平成24年12月20日

国土交通省

自動車局安全政策課長



自動車局旅客課



今冬の多客期に向けた夜間・長距離運行する貸切バスの過労運転防止対策の
実効性確保のための措置に伴う関係機関への周知に係る協力について(依頼)

本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、具体的な安全確保のための対策として設置された、「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の第6回検討会(平成24年11月20日)において、今冬の多客期の過労運転防止のための対策として、夜間・長距離運行する貸切バスにおける交替運転者の配置基準と併せて、当該配置基準等の実効性を確保するための措置として、サービスエリア等における体調報告、車内表示・車内放送に係る指導等が盛り込まれました。

同検討会の内容を踏まえ、今般、「今冬の多客期に向けた夜間・長距離運行する貸切バスの過労運転防止対策の実効性確保のための措置について」(平成24年11月22日付け国自案106号、国自旅330号)を発出したところです。

このため、別添のとおり、貸切バス事業者に通達を発出しておりますので、旅行者への本通達の周知にご協力願います。

国自安第106号
国自旅第330号
平成24年11月22日

各地方運輸局

自動車交通部長・自動車監査指導部長・自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

旅客課長

今冬の多客期に向けた夜間・長距離運行する貸切バスの
過労運転防止対策の実効性確保のための措置について

平成24年4月29日に関越自動車道において発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通省において、運転時間の基準や交替運転者の配置指針、点呼のあり方、運行管理体制などの高速ツアーバス等の過労運転防止対策について検討を行うため、専門家の委員から構成される「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」（以下「検討会」）を設置した。

今月20日の第6回検討会において、今冬の多客期の過労運転防止のための対策として、夜間・長距離運行する貸切バスにおける交替運転者の配置基準等（別添1）が取りまとめられたところ、当該配置基準等の実効性を確保するための措置として、3.②のサービスエリア等における体調報告、3.④の車内表示・車内放送に係る指導が盛り込まれたことから、以下のとおり実施要領を作成した。

については、貸切バス事業者に対し、別添2及び別添3に示す実施要領のとおり、当該配置基準等の実効性確保のための措置を実施するよう指導徹底された。

別添1：夜間・長距離運行する貸切バスにおける交替運転者の配置基準等

別添2：サービスエリア等における体調報告に関する実施要領

別添3：車内表示・車内放送に関する実施要領

別添4：通知文の参考様式

別紙：通知文の参考様式（別紙）

平成24年11月
国土交通省自動車局

夜間・長距離運行する貸切バスにおける交替運転者の配置基準等

1. 夜間・長距離運行する貸切バスの新たな配置基準

〔夜間・長距離運行する貸切バスにおける交替運転者の配置基準〕

夜間運行^(※1)する貸切バスは、運転者1人の1日の運行距離が、実車距離^(※2)で400kmを超える場合は、交替運転者を必要とすることとする。

ただし、以下のイ又はロのいずれかの条件に該当する場合は、実車距離が500kmを超える場合に交替運転者を必要とすることとする。

- イ 事業者が別紙に掲げる特別な安全措置を満たしている場合であって、1人の運転者の乗務時間^(※3)が10時間を超えない場合

又は

- ロ 事業者が運転者に与える休息期間及び休憩が以下のいずれにも該当する場合

- ① 運行直前の休息期間が11時間以上であること。
- ② 連続運転時間を概ね2時間以内とし、運転時間概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること。
- ③ 最低1回は、実車距離400km未滿の経路における適切な仮眠施設^(*)において、仮眠をするための連続1時間以上の休憩を確保していること。

(*)・・・運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設(車内のリクライニングシート、床下仮眠施設等を含む。)

(※1)「夜間運行」・・・最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。

(※2)「実車距離」・・・利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体が設定した起点から終点までの距離をいう。

(※3)「乗務時間」・・・当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間をいう。

2. 施行時期

本年12月1日(土)から、貸切バス全般に適用する。

3. 実効性を確保するための措置について

①一斉点検の実施

- ・点呼の実施、運行指示書の携行、大型二種免許の取得等の現行法令の履行状況
 - ・交替運転者の配置、休憩・休息等の状況
- 等について点検・指導を行う。

②SA等での体調報告

今夏と同様、運転者が過労運転を回避できるための措置として、夜間運行する貸切バスについて、休憩地点等において運行管理者等への体調報告等を求めることとし、その結果を記録させる。

③事業者に対する周知

全ての貸切事業者に対する周知を徹底する。
利用者に対しては、「貸切バス利用・選定ガイドライン」をもって周知する。

④車内表示及び車内放送に係る指導

車内表示及び車内放送については、貸切バスにおいても、貸切事業者が運行計画どおりの運行をしているか否かを利用者に周知させるために必要であるため、所要の対応を行うよう指導する。

以上

事業者による特別な安全措置

以下の特別な安全措置を講じ、その内容について公表を行っていること。

1. 以下の事項を全て満たしていること

- ① 運行するバスに関し、遠隔地の点呼（ドライバーが所属する営業所ではなく、遠隔地において受ける点呼）において、担当の運行管理者が行う電話点呼に、他の運行管理者又はその補助者が運転者に立ち会っていること、又はITを活用した点呼を行っていること
- ② 運行するバスにデジタル式運行記録計（デジタコ）を装備し、それを用いた運行管理、デジタコのデータに基づく運転者指導を行っていること
- ③ 運行計画において、連続運転時間を概ね2時間とし、概ね運転時間2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること
- ④ 運行直前の休息期間が11時間以上であること

2. 上記1. に加え、以下の事項の内のいずれかを満たしていること

- ① 日本バス協会から有効な安全性評価認定を受けていること
- ② 安全運行協議会が設置され、その発意に基づき、運転者の過労防止策等の安全措置が適切に実行されていることについて、常時又は抜き打ちで調査が行われていること
- ③ 明文化された高速バス運転者の育成プログラムを有していること
- ④ ドライブ・レコーダーを用いて、運転者指導を行っていること
- ⑤ 運行するバスに、衝突被害軽減ブレーキが装着されていること
- ⑥ 運行するバスに、車線逸脱警報装置が装着されていること
- ⑦ 運行するバスに、居眠りを感知できる装置が装着されていること
- ⑧ 運行管理者が24時間にわたって運行中に営業所に常駐して運転者をサポートする体制を敷いていること

サービスエリア等における体調報告に関する実施要領

1. 目的

多客期間中は運転者の勤務状況の余裕がなくなり、過労運転の危険性が高まることから、運行管理者が運行中の運転者の健康状態を常時把握する等、より一層、入念な運行管理を行うよう指導する必要がある。このため、今冬の多客期中は、夜間運行する貸切バスの運転者が休憩地点への到着時等に運行管理者又は補助者に体調等を報告し、運行管理者又は補助者がその結果を記録することにより、貸切バスの夜間・長距離運行にかかる過労運転防止を図ることとする。

2. 対象事業者

実車距離^(※1)400kmを超える夜間運行^(※2)する貸切バス事業者

(※1)「実車距離」・・・利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体が設定した起点から終点までの距離をいう。

(※2)「夜間運行」・・・最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。

3. サービスエリア等における体調報告を行う期間

平成24年12月1日(土)から平成25年2月28日(木)までの間

4. サービスエリア等における体調報告の内容

実車距離400kmを超える夜間運行を行う貸切バスの運転者(交替運転者を含む)が休憩地点への到着時等に運行管理者又は補助者に体調等を報告し、運行管理者はその結果を点呼簿又は営業所に保管する運行指示書等に記録する。

交替運転者を配置する場合にあってはそのいずれかの交替地点において、交替運転者を配置しない場合にあってはいずれかの休憩地点において、最低1回は体調等を報告することとする。

5. 事業者への通知の方法

貸切バス事業者の本社の存する地域を管轄する地方運輸局等から当該本社に対し、通知する。当該通知のための文案については、別添4の通知文の様式を参考とする。

6. 地方運輸局から本省への報告

貸切バス事業者の本社を管轄する地方運輸局等が、当該事業者に対する立入検査を実施する際に、今冬の運行について、休憩地点等における体調報告について点呼簿又は営業所に保管する運行指示書等に記録がない場合は、当該事業者を指導するとともに、本省自動車局安全政策課へ報告する。

車内表示・車内放送に関する実施要領

1. 目的

貸切バスは乗合バスと異なり、利用者が直接バス事業者と運送契約を行わない場合があることから、利用者がバス乗車時等に当該貸切バスの安全性を確認できる仕組みが必要である。特に、夜間・長距離運行は生理学的な見地から過労運転が発生しやすいことから、少なくとも交替運転者の配置基準を順守しているか利用者が確認できるよう、貸切バスの車内表示や車内放送等について指導することとする。

2. 対象事業者

実車距離^(※1)400kmを超える夜間運行^(※2)する貸切バス事業者

(※1)「実車距離」・・・利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体が設定した起点から終点までの距離をいう。

(※2)「夜間運行」・・・最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。

3. 車内表示及び車内放送を行う期間

平成24年12月1日(土)から平成25年2月28日(木)までの間

4. 車内表示・車内放送の内容

実車距離400kmを超える夜間運行を行う貸切バスは、以下の内容について、車内表示及び車内放送を行うことによって、利用者に交替運転者の配置基準の遵守状況等を明示する。

① 車内表示

利用者が見やすい場所(例、入口付近又は運転者席後ろの防犯仕切り板付近)に、以下の表示事項を掲示するか、又は備え付けることとする。その際、道路運送車両の保安基準第29条第4項(窓ガラス)に違反しないようにする。

(車内表示の例)

一 運行経路

旅客が乗降車する全ての乗降場所・休憩場所とその発着予定時刻・休憩予定時間を表示。また、連続1時間以上の仮眠休憩を取る場合にあっては、休憩地点までの実車距離を表示。

一 実車距離

一 運転者の配置計画

(例、「2名乗務」、「◇◇SAで待機中の運転者と交替」、「交替予定なし(◇◇SAで休憩し、運転者が2時間仮眠)」)

一運行に係る注意書き

ドライバーが疲労等により経路上に記載のないサービスエリア等において休憩をとることは道路運送法において認められることやその結果、安全運行のため多少遅れが出る可能性があること等を表示。

② 車内放送

出発時に運転者が氏名（交替運転者を含む。）、経路途中の休憩場所（運転者が仮眠を取る場合はその旨、休憩施設、発着予定時刻及び休憩予定時間も付言）及び安全運転で運行する旨の車内放送を行うこととする。

（車内放送の例）

● 2名同時乗務の場合

「本日は〇〇バスをご利用頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇に向かって、これより出発致します。このバスは、私、〇〇と交替運転者の〇〇の2名が安全運転で運行させて頂きます。どうぞ宜しくお願い致します。」

● 途中地点で待機中の運転者と交替する場合

「本日は〇〇バスをご利用頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇に向かって、これより出発致します。このバスは、私、〇〇が〇〇サービスエリアまでの運転を担当し、〇〇サービスエリアで待機している交替運転者と交替させて頂きます。安全運転で運行させて頂きますので、どうぞ宜しくお願い致します。」

● ワンマン運行の場合

「本日はご利用頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇に向かって、これより出発致します。このバスは、私〇〇が終点まで安全運転で運行させて頂きます。途中、〇〇サービスエリアで休憩し、仮眠室で〇時間の仮眠休憩を取らせて頂く予定です。なお、安全運行のため、〇〇サービスエリアの他、途中、運転者が休憩を取ることがございますので、ご理解・ご協力いただくと幸いです。どうぞよろしくお願い致します。」

5. 事業者への通知の方法

貸切バス事業者の本社の存する地域を管轄する地方運輸局等から当該本社に対し、通知する。当該通知のための文案については、別添4の通知文の様式を参考とする。

別添4

平成24年11月〇〇日

貸切バス事業者の皆様

(又は〇〇〇株式会社 本社営業所 〇〇〇〇様)

〇〇運輸局 (支局)

〇〇 〇〇

今冬の多客期に向けた夜間・長距離運行する貸切バスの
過労運転防止対策の実効性確保のための措置について

平成24年4月29日に関越自動車道において発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通省においては、運転時間の基準や交替運転者の配置指針、点呼のあり方、運行管理体制などの高速ツアーバスの過労運転防止対策について検討を行うための、専門家の委員から構成される「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」を設置しました。

今月20日の第6回検討会において、今冬の多客期の過労運転防止のための対策として、夜間・長距離運行する貸切バスにおける交替運転者の配置基準等が取りまとめられました。

同検討会では、当該配置基準の他、その実効性を確保するための措置として、「運転者による運行管理者の体調報告」及び「車内表示・車内放送」に係る2つの措置が盛り込まれました。

今般、上記2つの措置について実施内容を別紙の通りまとめましたので、今冬の多客期において、貸切バスにおける運行の安全確保を図るとともに貴社において別紙の通り実施方をお願いします。

今冬の多客期に向けた夜間・長距離運行する貸切バスの
過労運転防止対策の実効性確保のための措置について

1. サービスエリア等における体調報告

平成24年12月1日(土)から平成25年2月28日(木)までの間の貸切バスの運行について、貴社の貸切バスの運転者(交替運転者を含む)が休憩地点到着時等に運行管理者又は補助者に体調等を報告し、その結果を点呼簿又は営業所に保管する運行指示書等に記録して下さい。

交替運転者がいる場合はそのいずれかの交替地点において体調等を報告することとし、交替運転者がいない場合にあってはいずれかの休憩地点において、最低1回は体調等を報告するようお願い致します。

2. 車内表示・車内放送

平成24年12月1日(土)から平成25年2月28日(木)までの間の貸切バスの運行について、貸切バスの車内表示及び車内放送により、利用者への交替運転者に関する情報提供を徹底して頂くようお願い致します。

① 車内表示

利用者が見やすい場所(例、入口付近又は運転者席後ろの防犯仕切り板付近)に、以下の表示事項を掲示するか、又は備え付けることとする。その際、道路運送車両の保安基準第29条第4項(窓ガラス)に違反しないようにする。

(車内表示の例)

ー 運行経路

旅客が乗降車する全ての乗降場所・休憩場所とその発着予定時刻・休憩予定時間を表示。また、連続1時間以上の仮眠休憩を取る場合にあっては、休憩地点までの実車距離を表示。

ー 実車距離

ー 運転者の配置計画

(例、「2名乗務」、「◇◇SAで待機中の運転者と交替」、「交替予定なし(◇◇SAで休憩し、運転者が2時間仮眠)」)

ー運行に係る注意書き

ドライバーが疲労等により経路上に記載のないサービスエリア等において休憩をとることは道路運送法において認められることやその結果、安全運行のため多少遅れが出る可能性があること等を表示。

② 車内放送

出発時に運転者が氏名(交替運転者を含む。)、経路途中の休憩場所(運転者が仮眠を取る場合はその旨、休憩施設、発着予定時刻及び休憩予定時間も付言)及び安全運転で運行する旨の車内放送を行うこととする。

(車内放送の例)

● 2名同時乗務の場合

「本日は〇〇バスをご利用頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇に向かって、これより出発致します。このバスは、私、〇〇と交替運転者の〇〇の2名が安全運転で運行させて頂きます。どうぞ宜しくお願い致します。」

● 途中地点で待機中の運転者と交替する場合

「本日は〇〇バスをご利用頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇に向かって、これより出発致します。このバスは、私、〇〇が〇〇サービスエリアまでの運転を担当し、〇〇サービスエリアで待機している交替運転者と交替させて頂きます。安全運転で運行させて頂きますので、どうぞ宜しくお願い致します。」

● ワンマン運行の場合

「本日はご利用頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇に向かって、これより出発致します。このバスは、私〇〇が終点まで安全運転で運行させて頂きます。途中、〇〇サービスエリアで休憩し、仮眠室で〇時間の仮眠休憩を取らせて頂く予定です。なお、安全運行のため、〇〇サービスエリアの他、途中、運転者が休憩を取ることがございますので、ご理解・ご協力いただくと幸いです。どうぞよろしくお願い致します。」